

地方単独医療費助成事業一覧（子ども医療費・重度心身障がい医療費・ひとり親家庭医療費）

令和6年4月1日

1. 県単事業

区分	公費負担者番号	現物給付の範囲	対象医療機関等	受給者範囲	実施時期 (診療年月)	
60 こども医療費助成事業	1 宇都宮市	60090016	医科・歯科・調剤・訪看 (食事療養費は含まない)	栃木県内	0歳から12歳に達する日以後の最初の3月31日まで	H18.10月～ H22.4月～食事療養費を対象外 H27.4月～対象年齢を3歳から未就学児に拡大 R5.4月～対象年齢を未就学児から12歳に拡大
	2 足利市	60090024				
	3 栃木市	60090032				
	4 佐野市	60090040				
	5 鹿沼市	60090057				
	6 小山市	60090081				
	7 真岡市	60090099				
	8 大田原市	60090107				
	9 矢板市	60090115				
	10 那須塩原市	60090131				
	11 さくら市	60090149				
	12 那須烏山市	60090156				
	13 下野市	60090164				
	14 日光市	60090172				
	15 上三川町	60090511				
	16 益子町	60090610				
	17 茂木町	60090628				
	18 市貝町	60090636				
	19 芳賀町	60090644				
	20 壬生町	60090651				
	21 野木町	60090685				
	22 塩谷町	60090743				
	23 高根沢町	60090768				
	24 那須町	60090800				
	25 那珂川町	60090883				

2.市町単独事業

区分	市町名	公費負担者番号	現物給付の範囲	対象医療機関等	受給者範囲	実施時期 (診療年月)	
80 こども医療費助成事業	1	宇都宮市	80091010	医科・歯科・調剤・訪看 (食事療養費は含まない)	栃木県内	中学校就学時から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	H28.4月～受給者範囲を12歳から15歳に拡大 R3.4月～受給者範囲を15歳から18歳に拡大 R5.4月～受給者範囲を変更
	2	足利市	80091028	医科・歯科・調剤・訪看 (食事療養費は含まない)	栃木県内	中学校就学時から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	H31.4月～ R4.10月～受給者範囲を15歳から18歳に拡大 R5.4月～受給者範囲を変更
	3	栃木市	80090038	医科・歯科・調剤・訪看 (食事療養費は含まない)	栃木県内	中学校就学時から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	H25.4月～ H26.10月～受給者範囲を12歳から15歳に拡大 R5.1月～受給者範囲を15歳から18歳に拡大 R5.4月～受給者範囲を変更
	4	佐野市	80090046	医科・歯科・調剤・訪看 (食事療養費は含まない)	栃木県内	中学校就学時から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	H25.4月～ R2.4月～対象医療機関等を市内から県内に拡大 R4.4月～受給者範囲15歳から18歳に拡大 R5.4月～受給者範囲を変更
	5	鹿沼市	80091051	医科・歯科・調剤・訪看 (食事療養費は含まない)	栃木県内	中学校就学時から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	H28.4月～ R5.4月～受給者範囲を変更
	6	小山市	80090087	医科・歯科・調剤・訪看 (食事療養費は含まない)	栃木県内	中学校就学時から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	H25.4月～ R1.10月～受給者範囲を12歳から15歳に拡大、 対象医療機関等を市内から県内に拡大 R5.4月～受給者範囲を変更
	7	真岡市	80091093	医科・歯科・調剤・訪看 (食事療養費を含む)	栃木県内	中学校就学時から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	H29.4月～ R5.4月～受給者範囲を変更
	8	大田原市	80091101	医科・歯科・調剤・訪看 (食事療養費は含まない)	栃木県内	中学校就学時から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	R4.4月～ R5.4月～受給者範囲を変更
	9	矢板市	80090111	医科・歯科・調剤・訪看 (食事療養費は含まない)	栃木県内	中学校就学時から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	R5.4月～
	10	那須塩原市	80091135	医科・歯科・調剤・訪看 (食事療養費は含まない)	栃木県内	中学校就学時から15歳に達する日以後の最初の3月31日まで	H31.4月～ R5.4月～受給者範囲を変更
	11	さくら市	80090145	医科・歯科・調剤・訪看 (食事療養費を含む)	栃木県内	中学校就学時から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	H28.4月～ R5.4月～受給者範囲を変更
	12	那須烏山市	80090152	医科・歯科・調剤・訪看 (食事療養費を含む)	栃木県内	中学校就学時から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	H27.4月～ R5.4月～受給者範囲を変更
	13	下野市	80091168	医科・歯科・調剤・訪看 (食事療養費は含まない)	栃木県内	中学校就学時から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	H27.7月～ H31.4月～受給者範囲を15歳から18歳に拡大 R5.4月～受給者範囲を変更
	14	日光市	80090178	医科・歯科・調剤・訪看 (食事療養費は含まない)	栃木県内	中学校就学時から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	H24.4月～ H25.4月～対象機関等を市内から県内に拡大 H26.4月～受給者範囲を15歳から18歳に拡大 R5.4月～受給者範囲を変更
	15	上三川町	80090517	医科・歯科・調剤・訪看 (食事療養費は含まない)	栃木県内	中学校就学時から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	H27.4月～ R5.4月～受給者範囲を変更
	16	益子町	80090616	医科・歯科・調剤・訪看 (食事療養費は含まない)	栃木県内	中学校就学時から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	H30.10月～ R5.4月～受給者範囲を変更
	17	茂木町	80090624	医科・歯科・調剤・訪看 (食事療養費を含む)	栃木県内	中学校就学時から15歳に達する日以後の最初の3月31日まで	H31.4月～R5.3 小学校就学時から12歳まで R5.4月～受給者範囲を変更
		茂木町	80091622	医科・歯科・調剤・訪看 (食事療養費を含む)	栃木県内	高校就学時から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	H31.4月～R5.3 12歳から15歳まで R5.4月～受給者範囲を変更
	18	市貝町	80091630	医科・歯科・調剤・訪看 (食事療養費を含む)	栃木県内	中学校就学時から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	H28.7月～ R5.4月～受給者範囲を変更
	19	芳賀町	80090640	医科・歯科・調剤・訪看 (食事療養費は含まない)	栃木県内	中学校就学時から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	H24.10月～ H31.4月～対象機関等を町内から県内全域に拡大 R5.4月～受給者範囲を変更
	20	壬生町	80090657	医科・歯科・調剤・訪看 (食事療養費は含まない)	栃木県内	中学校就学時から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	H27.4月～ R4.4月～受給者範囲を15歳から18歳に拡大 R5.4月～受給者範囲を変更
	21	野木町	80090681	医科・歯科・調剤・訪看 (食事療養費は含まない)	栃木県内	中学校就学時から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	H25.4月～ H26.4月～対象医療機関等に獨協病院を追加 H27.4月～対象医療機関等を以下の地区から県内に拡大 医科：小山地区医師会管内・獨協病院 歯科：小山地区歯科医師会管内・獨協病院 調剤：小山地区薬剤師会管内 訪看：小山地区管内 H28.4～受給者範囲を12歳から15歳に拡大 R5.4月～受給者範囲を変更
	22	塩谷町	80090749	医科・歯科・調剤・訪看 (食事療養費は含まない)	栃木県内	中学校就学時から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	H28.4月～ R5.4月～受給者範囲を変更
	23	高根沢町	80090764	医科・歯科・調剤・訪看 (食事療養費を含む)	栃木県内	中学校就学時から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	H30.4月～ R5.4月～受給者範囲を変更
	24	那須町	80090806	医科・歯科・調剤・訪看 (食事療養費は含まない)	栃木県内	中学校就学時から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	H26.4月～ H28.4月～対象医療機関等を市内から県内に拡大 R5.4月～受給者範囲を変更
25	那珂川町	80090889	医科・歯科・調剤・訪看 (食事療養費は含まない)	栃木県内	中学校就学時から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	H27.4月～ R5.4月～受給者範囲を変更	

2.市町単独事業

区分	市町名	公費負担者番号	範囲	対象医療機関等	受給者範囲	実施時期 (診療年月)	
81 重度心身障がい者 医療費助成事業	1	宇都宮市	81090011	医科・歯科・調剤・訪看 (食事療養費は含まない)	栃木県内	年齢問わず身体障害者手帳1・2級、療育手帳A・A1・A2、 身体障害者手帳3・4級かつ療育手帳B1、精神障がい者 保健福祉手帳1級	H24.10月～
	2	栃木市	81090037	医科・歯科・調剤・訪看 (食事療養費は含まない)	栃木県内	年齢問わず身体障害者手帳1・2級、療育手帳A1・A2、 知的障害の程度が50以下で身体障害者手帳3・4級、精 神障がい者保健福祉手帳1級	H29.4月～
	3	鹿沼市	81090052	医科・調剤 (歯科・訪問看護は対象外) ※調剤において、処方箋発行医 療機関が歯科の場合も対象 (食事療養費は含まない)	鹿沼市内	・65歳未満(65歳の誕生日から対象外) ・身体障害者手帳1・2級又は同程度の障がいのある方 ・療育手帳のA1・A2又は知能指数が35以下と判定 された方 ・身体障害者手帳3・4級及び同程度の障がいであって、 療育手帳がB1又は知能指数が50以下と判定された 障がいを重複している方 ・精神障害者保健福祉手帳1級の方	R5.10月～
	4	小山市	81090086	医科・歯科・調剤・訪看 (食事療養費は含まない)	栃木県内	・身体障害者福祉法施行規則別表第5号に定める1級又 は2級の障害の程度と同程度の障害を有する者 ・児童福祉法第12条に規定する児童相談所、知的障害 者福祉法第12条に規定する知的障害者更生相談所、精 神保健及び精神障害者福祉に関する法律第6条に規定 する精神保健福祉センター又は精神科医により、知能指数 が35以下の知的障害者と判定された者 ・身体障害者福祉法施行規則別表第5号に定める3級又 は4級の障害者の程度と同程度の障害を有する者であつて 児童相談所等により知能指数が50以下の知的障害児と 判定された者 ・精神保健福祉センターにより精神保健及び精神障害者 福祉に関する法律施行令第6条第3項に定める1級と認定 された者	R6.4月～
	5	日光市	81090177	医科・歯科・調剤・訪看 (食事療養費は含まない)	栃木県内	・12歳になって最初の4月1日から 身体障害者手帳1級又は2級 療育手帳A1(最重度)・A2(重度) 身体障害者手帳3級～4級 かつ 療育手帳B1(中 度) 精神障がい者保健福祉手帳1級	H25.4月～ R2.4月～受給資格を18歳から12歳へ引き下げ
82 ひとり親家 庭医療費 助成事業	1	茂木町	82090622	医科・歯科・調剤・訪看 (食事療養費は含まない)	栃木県内	親は子が15歳に達する日以降の最初の3月31日まで現物 給付、子については15歳に達する日以降の最初の3月31 日まで	H31.4月～